

電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書（ひな型）

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と沖縄電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、2023年9月1日に乙が公表した2023年度電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）する。

（電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供）

第1条 甲は、乙が乙の供給区域（離島を除く）における厳気象時の需給バランス調整等を実施するために、乙の指令に応じ、別紙1（契約設備一覧表）の契約設備を用いて、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約設備は、令和5年4月1日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する次の各設備等に該当するものとする。

（1）発電設備

約款15（供給および契約の単位）（4）に規定する調整電源

（2）負荷設備

約款15（供給および契約の単位）（5）に規定する調整負荷

2 この契約において、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供とは、次のものをいう。

- （1）甲が、第4条に規定する受電地点において、契約設備のうち、同条に規定する契約電力を、乙の指令に応じ、次号で求める運転が可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。
- （2）甲が、乙の指令に応じ、契約設備の起動（起動後並列するまでを指す）または停止を行なうこと。また、10時から21時までの間において、契約設備を契約電力の範囲内で運転すること。
- （3）甲が、乙の指令に応じ、契約設備の発電出力を募集要綱に記載の要件により、増加させること。または、負荷設備における電気の使用を抑制すること。

（契約設備）

第2条 契約設備は、次の単位で設定するものとする。

- （1）契約設備が発電設備の場合は、原則として発電機単位で設定するものとする。
- （2）契約設備がデマンドレスポンス（以下「DR」という。）を活用したもの

である場合、原則として約款にもとづいて定めた需要場所単位で設定するものとする。ただし、アグリゲーターが複数需要場所のDRを集約して電源Ⅱ「低速需給バランス調整力を提供する場合は、当該複数需要場所をまとめて1契約設備とする。

(発電計画の提出と調整力ベースラインの設定)

第3条 甲は、契約設備が発電設備の場合は、契約設備ごとに当該調整電源のバランシンググループ(以下「BG」という。)の発電計画値(以下「BG発電計画値」という。)を、電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。

2 甲は、契約設備が負荷設備を活用したものである場合、契約設備ごとに当該需要場所におけるDRが行なわれなかった場合に想定される30分ごとの使用電力量(以下「調整力ベースライン」という。なお、調整力ベースラインは約款における損失率を考慮したものとする。)を乙に提出するものとする。なお、調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものいたします。)における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ甲乙協議するものとする。

3 甲は、前項の調整力ベースラインについて、第15条に定める調整電力量とともに、原則として乙の指令にもとづき発電等を行った月の翌月末日までに、乙が別途定める書式を用いて、乙へ提出するものとする。

4 乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電等計画値(DRを活用したものである場合は需要場所ごとの内訳を含む。)、発電等可能電力、発電等可能電力量、定期点検等の計画およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

5 電源Ⅰ「厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙は甲、または関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

(契約電力、需要家(発電所)名、所在地、供給(受電)地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、供出電力および電圧)

第4条 契約設備の契約電力、需要家(発電所)名、所在地、供給(受電)地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、供出電力および電圧は、別紙1のとおりとする。

(送電上の責任分界点)

第5条 送電上の責任分界点は、契約設備ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第6条 財産分界点は、契約設備ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側は甲が、また乙側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者がそれぞれ甲・乙とは異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第7条 甲は、契約設備について、募集要綱に記載の設備に関する要件を満たしていることを確約する。

(運用要件)

第8条 甲は、契約設備について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 乙の指令に応じて、乙の指令から3時間以内に、契約電力まで出力増が可能であること。(以下、乙の指令から甲が出力増するまでの時間を「発動時間」という。)また、乙は、10時から21時までの間で、厳気象時等、調整力の提供を必要とする時間の3時間前に、甲に対し、調整力の提供を求めることができるものとする。なお、乙が3時間前に、発電等出力増の指令を行なった場合も、乙の約款にもとづき提出される、発電バランスグループの発電計画値に織り込む必要はありません。
- (2) 当社からの電源Ⅰ「厳気象対応調整力の発動指令および要請は1日一回といたします。なお、同日中の複数回の発動指令、連日の発動指令に対応可能な電源等については別途協議させていただく場合がございます。
- (3) 乙の指令に対し、甲が入札書に記載した厳気象対応調整発動可能回数(8回)までは応じること。また、厳気象対応調整発動可能回数超過後も、乙の指令に対して可能な限り応じること。
- (4) 第9条で協議によりあらかじめ定める点検等の期間(以下、「作業停止期間」という。)を除き、10時から21時の間で、乙の指令に応じた運転が可能であること。また、当該時間での運転が可能となるよう、発動時間を勘案した時間帯において、待機が可能であること。
- (5) 乙の指令に応じた出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じること。この場合も、約款にもとづく甲のバランスグループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

- (6) 契約設備に不具合が生じた場合、すみやかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (7) 契約設備の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
 - (8) (4)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ 廠 気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
 - (9) 乙の電力系統において作業等により契約設備に係る制約が生じ契約設備の出力抑制が必要となった場合は、乙はすみやかに甲に制約の内容について連絡するとともに、甲は約款にもとづきBG最経済計画値をすみやかに制約に応じたものに変更するものとする。なお、乙はこれに必要な協力をするものとする。
 - (10) 契約設備を所有する発電事業者は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させるものとする。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(停止計画)

- 第9条 甲は、乙が別途定める期日までに、第21条に定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供期間（以下「提供期間」という。）における契約設備の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。
- 2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 停止時期は、原則として夏季（6月1日～9月30日）の平日10時から21時を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が夏季の平日に設定することを認めた場合は、この限りでない。
- 3 甲は、平日時間において、甲の設備トラブル等で、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の一部でも乙に提供できなくなった場合は、すみやかに乙へ申し出るものとする。

(計量)

- 第10条 契約設備から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約設備ごとに取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約設備ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途、甲乙の協議により定めるものとする。
- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲

乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約設備に対する乙の指令の受信および契約設備の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 上記(1)、(2)以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

～簡易指令システムを用いたオンライン指令で制御するための設備については、下記のとおり置き換える～

(1) 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 甲の簡易指令システム用送受信装置から簡易指令システムまでの通

信線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行うものとする。

～ここまで

(基本料金の算定)

第13条 基本料金は、別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金とする。

なお、月間料金は、年間料金を提供期間の月数で除して算定するものとし、端数については第21条で定める電源I[〃] 厳気象対応調整力の提供期間の最終月で調整するものとする。

- 2 厳気象対応調整力の提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、提供期間各月における毎月1日から当該月末日までとする。
- 3 第22条、第23条、第26条もしくはその他事由により、提供期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。
- 4 基本料金の支払いは、原則、翌月に支払うものとします。ただし、提供期間の最終月分については、翌々月払いといたします。

(契約電力未達時割戻料金)

第14条 平日時間において、乙からの指令にも係らず、乙の責とならない甲の契約設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、乙が運転を指令している時間における乙が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」という。）が、契約電力を2で除して得た値に達しない（第8条（5）により乙からの指令による運転終了の場合を除く。）場合（以下「契約電力未達」という。）、契約電力未達時割戻料金を次項のとおり算定するものとする。ただし、第9条第3項に基づき、甲より契約電力を一部でも提供できないことの申し出があった場合において、当社の実務上の都合等により、当該申し出の内容から発動指令時点で供出不可と見込まれる量を予め控除して指令を行なったときは、契約電力未達時割戻料金の算定上、電源I[〃] 厳気象対応調整力契約電力全量について指令がなされたものとする。なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで、算定するものとする。

ただし、契約電力未達を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達の対象としないことができるものとする。

- 2 契約電力未達割戻料金については以下の式にて、料金算定期間に亘り、算定するものとする。算定式における発動回数は運用要件に定める最低発動回

数の 8 回といたします。ただし、8 回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数（発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じていただいた回数）を加えた回数といたします。

契約電力未達時割戻料金

$$= \frac{30 \text{ 分単位のコマ数 (1 コマ)} \times \text{未達度合い合計}}{(\text{発動回数} \times 3 \text{ 時間} \times 2 \text{ コマ})} \times [\text{年間料金}] \times 1.5$$

3 未達度合いについては以下の式にて算定するものとする。

なお、本条本項における契約電力は、30 分単位の値として 2 で除して得た値とする。

$$\text{未達度合い} = \frac{(\text{契約電力} - \text{調整電力量})}{\text{契約電力}}$$

4 第 2 項にて算定した契約電力未達時割戻料金は原則として料金算定期間の翌月分の月間料金から割引くものとする。

(調整電力量の算定)

第 15 条 調整電力量は、契約設備ごとに次のとおり算定するものとする。

- (1) 契約設備が発電設備の場合、30 分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における 30 分ごとの BG 発電計画値による電力量を減じた値とする。なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、原則として約款に規定された方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。
 - (2) 契約設備が DR を活用したものである場合、ゲートクローズ時点における 30 分ごとの調整力ベースラインから、30 分ごとの実績電力量を約款に規定する損失率で修正した値を減じた値とする。
 - (3) 1 需要場所において、発電設備の出力増加等により、当該需要場所の需要抑制に加えて乙の系統へ逆潮流させる場合、(1)・(2) により算定した値を合計した値とする。
- 2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。
- (1) 上げ調整電力量
乙の上げ調整指令に対して、調整電力量が正の場合の電力量
 - (2) 下げ応動電力量
乙の上げ調整指令にもかかわらず、調整電力量が負の場合の電力量

- 3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌月最終営業日までに、乙から甲へ通知するものとする。

(調整電力量料金の算定)

第16条 本契約における料金は以下のとおりとする。

また、甲が乙と電源Ⅱ契約等(電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約、電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約)を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金と合わせて算定する。

(1) 上げ調整電力量料金

契約設備ごと、30分コマごと、前条により算定された上げ調整電力量に、第17条の上げ調整電力量に適用する単価を乗じて算定した金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。

(2) 下げ応動電力量料金

乙の上げ調整指令にもかかわらず、前条により算定された調整電力量が下げ調整電力量の場合、契約設備ごと、30分コマごとに当該下げ調整電力量にその30分のインバランス料金単価を乗じて算定した金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。

(電力量料金の単価の提出)

第17条 前条について、甲は乙に対し、契約設備ごとに、土曜日から翌週金曜日(以下「適用期間」という。)までの上げ調整単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日の14時までに需給調整市場システムに登録するものとする。申出単価は、上限電力量単価を上限とする。なお、提供期間内において上限電力量単価を上回る単価に登録していた場合、上限電力量単価で精算するものとする。また、甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した単価(以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合は需給調整市場システムに再登録するものとする。)を適用するものとする。

- 2 甲は、前項にもとづき単価登録した後、各30分コマの始期の6時間前までの間、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする(同時に電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約または電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約を適用した場合も同じとします)
- 3 甲が、前二項にもとづき、単価の登録および変更を行なうに際し、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。

- 4 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、甲は一切の責任を負うものとする。
- 5 また、各申出単価については、第28条で定める収入割相当額を除いた金額とする。

(料金の算定期間)

第18条 甲または乙が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

<第19条は、本契約の契約設備等が電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約の契約設備等と重複しない場合削除し、以下の条文番号を修正>

(他の契約設備等と重複する場合の特則)

第19条 別紙1の契約設備等が別途甲乙間で締結する電源Ⅱ契約等の契約設備等と重複する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本契約第10条の定めにかかわらず、当該契約設備等から受電する電力量の計量は、その他調整力契約第11条で定める方法により、当該契約に係る計量と合わせて行うものとする。
- (2) 本契約第15条ないし第18条の定めにかかわらず、乙の指令に従い前項の契約設備等の発電等を行ったことによる厳気象対応調整力料金は、その他調整力契約にもとづく調整力料金と同一の方法により算定し、請求および支払いを行うものとする。

(料金等の支払い)

第20条 乙は、第13条の基本料金に第28条における収入割相当額ならびに第29条で定める消費税等相当額を加算した料金について、原則として、翌月15日までに甲に通知する。ただし、提供期間の最終月においては、原則として、翌々月15日までに甲に通知する。

2 乙は、第14条により算定した契約電力未達時割戻料金に、第28条における事業税相当額ならびに第29条で定める消費税等相当額を加算した料金について、原則として、翌々月15日までに甲に通知する。ただし、契約電力未達時割戻料金の合計金額の上限は、年間料金とする。

3 乙は第16条により算定した上げ調整電力量料金について、第28条における収入割相当額ならびに第29条で定める消費税等相当額を加算した料金を、原則として、翌々月15日までに甲に通知する。

- 4 乙は、第16条により算定した下げ応動電力量料金に第28条における事業税相当額ならびに第29条で定める消費税等相当額を加算した料金を、原則として、翌々月15日までに甲に通知する。
- 5 乙が料金等の通知のために発行する仕入明細書、適格請求書、仕入明細書(対価の返還)を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。なお、乙が発行する適格請求書等で、消費税等相当額に関する算定区分(以下、「請求書発行区分」という)が第29条第3項(1)または(3)に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。
- 6 甲は原則として、当該通知日の翌日から起算して6日以内に乙に請求し、乙は同月末日までに甲に支払うものとする。なお、末日が金融機関の休業日である場合、前営業日に支払うものとする。
- 7 前項における請求が当該通知日の翌日より起算して6日以内に行なわれなかった場合は、その遅延した日数に応じ支払期日を延伸するものとする。
- 8 第6項における支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセントの延滞利息を相手方は支払うものとする。
- 9 第13条、第14条および第16条により算定した料金が不相当と認められる場合は、甲乙で協議のうえ、金額の再算定を行なうものとする。再算定の結果、適切な金額と既支払金額との間に差額が発生した場合は、次の料金支払いに合わせて乙が請求書発行区分ごとに、月単位で適格請求書等を再発行し、精算するものとする。

(電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供期間および契約の有効期間)

- 第21条 本契約にもとづく甲から乙への電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供期間は、2024年6月1日から2024年9月30日までとする。
- 2 電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間の内、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する日を除き、各日10時から21時までとする。
 - 3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

- 第22条 甲乙いずれか一方が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第23条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 本契約にもとづく甲の電源「厳」気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなった場合、乙は、本契約をただちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第24条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第25条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に關係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第26条 甲および乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力

団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合

- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第27条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額)

第28条 本契約において、事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 甲の事業税に収入割を含む場合で、乙が甲に支払う場合

廠気象対応調整力契約電力料金および上げ調整電力量料金支払い時に収入割相当額(料金に収入割に相当する率/ (1 - 収入割に相当する率) を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙に支払う場合

契約電力未達時割戻料金支払い時に事業税相当額(料金に事業税率/(1-事業税率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

(消費税等相当額)

第29条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 料金の算定において第13条、第14条、第16条に定める各料金にそれぞれ消費税相当額を加算するものとする。

3 消費税相当額の計算にあたっては、第13条、第14条、第16条、により算定した以下の各料金に前条第2項(1)に定める収入割相当額または前条第2項(2)に定める事業税相当額を加算し、以下の請求書発行区分ごとに合計した金額を課税標準とする。

(1) 乙が甲に支払う料金(仕入明細書)

- イ 基本料金
- ロ 上げ調整電力量料金

(2) 甲が乙に支払う料金(適格請求書)

- イ 下げ応動電力量料金

(3) 甲が乙に支払う料金(仕入明細書における対価の返還)

- イ 契約電力未達時割戻料金

(単位および端数処理)

第30条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

(1) 第13条、第14条における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

(2) 発電等出力の増加電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(3) 第16条の各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てるものとする。

(4) 第28条で定める収入割相当額、前条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに請求書発行区分ごとに算定した収入割相当額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第31条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ、定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第32条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第33条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合

(2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合

(3) 第50回制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)における情報公表に関する整理事項に基づく必要な措置として乙のウェブサイトにて公開する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第34条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等(以下「本契約等」という。)によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

(住所) 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

乙 沖縄電力株式会社 送配電本部長 ○○ ○○

契約設備一覧表

契約事業者	契約電源等名	契約電力 (kW)	需要家 (発電所) 名	所在地	供給 (受電) 地点特定番号	負荷設備・ 発電設備区分	供出電力 (kW)	電圧 (kV)	受電地点 (送電上の責任分界点)
〇〇発電株式会社	××発電所		1号機	沖縄県××市		発電設備	〇〇	132	××線(1, 2号)引込〇Fケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機			発電設備	〇〇	132	〇〇〇発電所〇〇〇線引込鉄構に施設したジャンパーの送電線側端子
	〇〇発電所		1号機	沖縄県〇〇村		発電設備	〇〇	132	〇〇〇発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備 (GIS) の電路側端子
〇〇DR株式会社	沖縄アグリ 1 群		××工場1	沖縄県××市		負荷設備	〇〇	132	
			××工場2	沖縄県×××市		負荷設備	〇〇	133	
			〇〇発電所	沖縄県〇〇市		発電設備	〇〇	132	
	沖縄アグリ 2 群		〇〇株式会社	沖縄県〇〇村		負荷設備	〇〇	132	
						発電設備	〇〇	132	

月間料金一覧表

事業者名	契約設備	所在地	号機	契約電力 (MW)	容量料金 (円)	月間料金 (6月～8月) (円)	月間料金 (9月) (円)	その他
〳〳発電株式会社	××発電所	沖縄県〳〳市	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					
	〳〳〳〳発電所	沖縄県〳〳市	1号機					
			2号機					
			3号機					
	〳〳発電所	沖縄県〳〳村	1号機					
			2号機					